特集《中小企業の知財活性化》

中小企業の知財活性化と弁理士



日本弁理士会 副会長 橋本 虎之助 同中小企業支援統括本部 副本部長

- 要 約 -

中小企業の知財意識が高いとはいえない、知財取組体制も脆弱である等の状況下において、知的財産推進計画、特許庁施策、日本弁理士会等、様々なところで中小企業の知財活性化に向けた取組みがなされている。そうした中小企業の知財活性化支援において弁理士の役割は重要である。その支援はビジネスの基本である信頼関係が前提であり、そのための中小企業の経営者との相互理解と聴くスキルの向上、中小企業に知財コンサルティングを行う上での留意点についても言及する。

目次

- 1. 中小企業の現状と課題
- 2. 中小企業の知財活性化に向けた取組み
- 3. 中小企業の知財活性化支援における弁理士の役割
- 4. ビジネスの基本は信頼関係
- 5. 中小企業の経営者との相互理解と聴くスキルの向上
- 6. 中小企業に知財コンサルティングを行う上での留意点さいごに

1. 中小企業の現状と課題

わが国の企業数は約386万社で、その内中小企業が99.7%、従業者数では約4,613万人で、その内中小企業が69.7%を占めており、中小企業がわが国の産業競争力の源泉として大きな役割を果たしてきている。グローバル競争が激化する中で、その役割は益々大きくなっている。

しかし、中小企業の知財活用状況をみると、特許庁調べによれば、2014年出願において、中小企業は特許出願件数の約13%、実用新案件数の約51%、意匠出願件数の約34%、商標出願件数の約50%、PCTの約9%、マドプロの約49%に過ぎない等、「知財立国」を標榜して10年以上経過しているが、全体としてみると、中小企業の知財活用の裾野拡大は十分でない。

これには様々な原因があるが、中小企業はヒト、モノ、カネ、情報等が十分でなく、知財意識が高いとはいえず、知財取組体制も脆弱であることなどが主な原因であろう。

例えば,特許庁の平成25年度中小企業等知財支援 施策検討分析事業「中小企業の知的財産活動に関する 基本調査報告書」によれば、中小企業の事業活動の重要性の認識については、「非常に重要」を高い順にみると、第1位は販売活動50.8%、第2位は開発活動50.3%、第3位は製造活動38.2%、第4位は市場調査活動37.0%、第5位はその他の活動24.9%、第6位は知的財産活動19.4%と、知財活動を「非常に重要」と認識している割合は、他と比べて低く、知財意識が高くない。

同様に、中小企業の知財取組体制をみると、上記調査報告書によれば、実際に出願経験のある企業を対象としてアンケート調査であるが、知財管理担当者数については、知財専任担当を置いている中小企業が15%、1~3人の兼任担当者を置いている中小企業が半数以上、担当者がいない企業が23%程度を占めており、知財の取組体制が脆弱である。

こうした状況下において、中小企業の知財活性化に 向けた取組みは喫緊の課題である。

2. 中小企業の知財活性化に向けた取組み

中小企業の知財活性化に向けた取組は,知的財産推進計画,特許庁施策,日本弁理士会等,様々のところで積極的になされている。

例えば、2015年6月19日に決定した「知的財産推進計画2015」は重点3本柱の一つとして、「地方における知財活用の推進」を掲げている。具体的には、中小企業等の知財戦略を強化するとともに、地域中小企業による事業化を目指した大企業又は大学の知財活用等の知財連携を促進するため、「地方知財活用促進プ

ログラム」として、①中小企業の知財戦略の強化、② 地域中小企業と大企業・大学との知財連携の強化に取 組む。

特許庁においては、平成27年度の方針として、イノベーションの源泉、地域の雇用の担い手として重要な中小企業等の「国内」及び「海外」における知財活用を、国と地域が一丸となって支援強化し、地域活性化・産業競争力強化を目指している。その2本柱は、①地域の知財支援基盤を整備し、中小企業の知財活用により、地域を元気に、②海外事業展開に沿った一気通貫支援強化で、世界に羽ばたく中小企業を応援、である。

平成28年度は、知的財産の創出・活用の活性化を通じ、「世界一イノベーティブな国」を実現として、①地域創生・中小企業支援の強化、②世界最高の知財システムの構築を目指している。

日本弁理士会においては、平成27年度日本弁理士会の6つの重点政策の一つである「日本弁理士会の総力を結集した地域知財活性化活動を展開する」として、新たな中小企業支援施策である「弁理士知財キャラバン事業」を立ち上げた。

本事業の背景はいろいろあるが、主な背景としては 2つである。

一つ目は、いまだ知財制度の裾野の広がりが充分と は云えないこと。

二つ目は、平成27年度は、弁理士法に弁理士の使命 条項が加わった歴史的出発点に当たり、この期にあっ て、日本弁理士会は、弁理士の社会的使命を全うする ための施策を会員とともに、積極的に推進していく決 意を新たにしたこと。

この施策の下,知財コンサルティングのスキルを持った支援弁理士を要望のある中小企業に派遣,9支部に地域キャラバンを設置,知財コンサルティングのスキルを持った弁理士の育成等を行う。

本事業の目的は、①訪問型支援により、中小企業に、知財戦略・知財経営の重要性に気づきを与えること、②支援員養成研修制度(「履修支援員となるための研修」)により、知財コンサルティングのスキルを持った弁理士を多数育成し、支援能力を強化すること、③弁理士が企業の知財戦略・知財経営に深く関与する知財専門家であることを世の中に広く周知させること、③弁理士自らが知財戦略・知財経営支援という新たなビジネスチャンスに目を向けるきっかけとすることである。

3. 中小企業の知財活性化支援における弁理士の 役割

様々な中小企業の知財活性化に向けた取組において、知的財産の専門家である弁理士が果たす役割は、 非常に大きいといえる。知的財産に関する専門部署を 抱える大企業の場合は、自らで知財戦略を考え、対応 できる素地を育て上げ、それを活かしていくことは可 能であろう。しかし、多くの中小企業は上述したよう に知財意識も高いとはいえず、知財の取組体制が脆弱 である。それだけに、正に弁理士が中小企業の知的財 産部署に相当するような役割を担うことも期待されて いるのではないでしょうか。

中小企業の知財活性化支援において、弁理士が持っている知財に関する出願等の実務に精通した知見は、正に基盤である。そうした基盤のない支援は、実戦力の伴わない支援に過ぎない。どのようにすれば事業戦略を踏まえた特許を取得できるのか、どのようにすれば強い特許を取得できるのか、どのようにすれば意匠を的確に保護できるのか、どのようにすればブランド戦略を展開できるのか、何をノウハウにするか等についての支援は、中小企業の知財活性化のコアである。こうした支援は、弁理士が行わないと非常に難しいし、実際困難である。グローバル競争が激化する中で、中小企業の知財活性化支援での弁理士の役割は重要であり、弁理士への期待は益々大きくなっていくと思われる。

中小企業の知財活性化では、経営戦略、事業戦略を踏まえた知財戦略を行い、それによって、企業の知財活性化を掘り起し、活発化させることが極めて重要である。そのためには、弁理士は、上述した弁理士知財キャラバン事業での支援員養成研修制度での科目にあるような「知財コンサルティングについて」、「経営戦略と経営情報の収集について」、「知財ミックス戦略、海外進出対策、オープン・クローズ戦略、その他の戦略、及びコンサルタントとしてのヒューマンスキル」等の知見に一層磨きをかけ、しっかりと消化し、身に着けることが求められる。こうした弁理士が中小企業の知財活性化に最大限の努力と汗を流して取組むことで、弁理士の存在の意義は益々高まっていくであろう。

4. ビジネスの基本は信頼関係

ビジネスの基本であるが、クライアントとの信頼関係は前提である。中小企業に知財コンサルティングを

行う場合,見せかけや本物でないまやかしの知財コンサルティングを行ったりすると,その成果はすぐに表れ,失敗や厳しい状況に陥ることがほとんどである。それが結果として,中小企業との信頼関係を失い,更には,その中小企業からは二度と仕事の依頼がこなくなることにもつながる。

それだけに弁理士が中小企業の知財活性化に取組む場合,知財コンサルティングに必要な基本的知見の習得・深化・拡大化等を日々心がけ、中小企業に対して経営戦略、事業戦略を見据えた知財戦略を構築していくことが、中小企業の知財活性化の原点であろう。

5. 中小企業の経営者との相互理解と聴くスキルの向上

弁理士が知財コンサルティングを行うには、中小企業の経営者との相互理解と聴くスキルが非常に重要であるので、コミュニケーション能力を常に向上させていくことが必要である。

この相互理解と聴くスキルについては、筆者が、日本弁理士会研修所 e-ラーニング研修「知財関係3者の相互理解と聴く技術―審査官・弁理士・出願人―」(研修コード 12B904E1、講師 橋本虎之助)の第1章「お互いを知る」、第2章「お互いのすれ違いとその対処」、第3章「相互理解のマネジメント」、第4章「聴く技術」の中で、特に第3章、第4章で言及しているので、本研修を受講されるのが早道かもしれない。

その概要を述べると、先ず「相互理解の大切さ」としては、①理解させるためには、まず相手を理解すること、②理解しようとしている姿勢、理解した事実を相手に伝えること、③相手は理解されることで、自己決断の姿勢ができること。これは、「傾聴の技法」といわれるものである。次に「傾聴の技法」としては、「質問⇒受容⇒繰り返し⇒明確化⇒支持」である。これらの詳細については上述した研修で講義しているので、参考にしてください。

「聴く」ことについて、書籍、新聞で興味のある一文 があるので、以下に紹介する。

●扇谷正造著「聞き上手・話し上手」(講談社現代新書) 『「きく」ということには2つある。「聞く」=ボンヤリきく、あるいはきこえて来るということで、英語のhearである。これに対して「聴く」=注意してきく、 あるいは考えながらきくということで、英語の listen to である。聴き上手とは、つまり listen to ということである。

聞き上手のメリットは、イ)それによって、相手を理解し判断できる。ロ)相手を慰め、はげまし、その結果として相手の好意又は信頼を得ることができる。ハ)何よりも、それは自己啓発に役立つ。聞き上手は生涯教育のキメ手である。』

●鷲田精一著「あすへの話題」(日本経済新聞 2011 年 12 月 26 日)

『聴くというのは本当にむずかしい。聴きすぎてもいけないし、聞き流してもいけない。ひとはほんとうに苦しいことは口にしないものだし、自分にとってほんとうに大事なことを語る前には深く黙り込むものだ。つまり、辛抱強く待つ耳があってはじめて、言葉が生まれるのである。迎え入れられるという、あらかじめの確信がないところでは、ひとは言葉を相手にあずけないものだからである。

それでも聞くことが大切なのは、ひとが苦しみについて語りだすとき、そのひとは自分の苦しみにこれまでとは違った仕方でかかわろうとしているからだ。これを脇から、支えるのが、聴くという仕事だ。(中略)聴くというのは、聴いていけないことが人にはあると深く思い知ることだ。』

6. 中小企業に知財コンサルティングを行う上で の留意点

筆者は、これまで中小企業の知財活性化のために、 非常に多くの中小企業に対して知財コンサルティング を行ってきているが、その業務の中で感じていること は多岐に及ぶ。参考までに、その内のいくつかを列挙 すると以下のとおりである。

- ① 経済・政治状況等の情報を日々把握し、それを知 財コンサルティングに活用していくこと
- ② 知的財産に関する法改正,運用の情報を的確に把握し、それをタイムリーに中小企業に提供し、知財戦略の構築に役立てていくこと
- ③ コミュニケーション能力を高める努力を日々続けること。

特に②については、筆者が新聞に関連記事を掲載し

ているので、参考のために以下に紹介する。

●橋本虎之助著「知財活用、中小も積極展開を」(日経産業新聞の「パテント NOW」欄 2015 年 8 月 11 日) 『グローバル競争が激化する中で、企業等が生み出す知財を、いかに保護し、活用していくかが企業成長を左右する。例えば、「2012 年中小企業実態基本調査」をもとにした特許庁の集計では、特許権を所有している中小企業、または活用している中小企業の売上高営業利益率は「特許権なし」の中小企業が 1.8%であるのに対し、「特許権あり」が 3.5%、「特許権使用」が 2.2%と、いずれも「特許権なし」よりも高い。

こうしたなか、7月に特許法と不正競争防止法が改正された。今回の特許法改正では、知的財産の適切な保護及び活用により国内のイノベーションを促進するため、発明の奨励に向けた職務発明制度の見直しや、特許料等などの改定が行われた。

特に職務発明については、現行法では特許を受ける権利は発生したときから社員に帰属している。しかし、今回の改正で、契約、勤務規則などで職務発明規定がある場合には、①特許を受ける権利は発生したときから会社側に帰属②社員は「相当の金銭、その他の経済上の利益を受ける権利」を有する③ガイドライン(指針)に従って相当の金銭その他の経済上の利益の内容を決定する―となった。職務発明規定等がない場合には、現行法と同様に特許を受ける権利は発生したときから社員に帰属する。

特許庁資料によると、ほぼすべての大企業は職務発 明規定などがあるが、大半の中小企業・大学は職務発 明規定などがないのが実情だ。

中小部品メーカーの経営者は「知財のことがよく分かっていないので、知財をもっと知ることからスタート。 そのあと職務発明規定の必要性などを考える」と話す。

もう一つの不正競争防止法改正については、営業秘密の侵害行為に対する抑止力の向上、営業秘密侵害罪の処罰範囲の整備を図るため、罰金額の引き上げ、営業秘密の海外における取得行為を処罰対象に加えるなどした。

今回の法改正を生かして、今後、企業がグローバル 競争を見据えて攻めを視野に入れた知財戦略を積極的 に展開されるのを期待したい。』

●橋本虎之助著「知財制度、早い変化に対応を」(日経

産業新聞の「パテント NOW」欄 2015 年 12 月 1 日) 『ビジネスにおいて、知的財産をどのように保護するかは、事業競争力を持続させるのに大きな影響をもつ。知財の保護は制度・運用に左右されるが、その制度・運用も状況により目まぐるしく変わっている。

例えば、制度面をみると、特許法では、2014年の法改正により特許異議申立制度が創設され、15年4月から施行された。同7月には職務発明に関する法改正がなされ、公布から1年以内に施行予定だ。商標では14年の法改正を受けて、15年4月から文字や図形に加えて、音、動き、位置、ホログラム、色彩といった新しいタイプの商標の申請受け付けが始まった。例えば大正製薬はリポビタンDの「ファイトー、イッパーツ」の掛け声を商標登録した。

11月に公表された環太平洋経済連携協定(TPP協定)の「全章概要」では、発明の新規性が失われない期間、特許期間の調整、著作権の保護期間などの項目があり、TPP協定に伴う法律改正も視野に入る。

運用面では、15年6月に物質特許と製法特許を併せて取得する「プロダクト・バイ・プロセス・クレーム」に関する最高裁判決があり、物が同じなら製法が異なっても特許権の効力が及ぶことになった。15年11月の特許権の存続期間の延長登録出願に関する最高裁判決では、成分が同じ医薬品でも用法、用量が一定程度違えば特許期間の延長ができる場合があるとの初判断が示された。

海外に目を転じると、東南アジア諸国連合 (ASEAN) 加盟の10カ国首脳は11月22日、ASEAN 経済共同体 (AEC) を12月31日に発足すると宣言。ASEAN との緊密化が進む中で、各国の制度・運用の一層の把握・対応が求められる。

中小化学メーカーの関係者は、「制度・運用に変化があると、その対応はたいへんだが、できるだけ早く対処することがカギ」と話す。知財に関する制度・運用の変化に迅速・柔軟な対応をして、有効に活用することが期待される。』

さいごに

弁理士による中小企業の知財活性化支援により、中 小企業が知財を活用して、事業競争力を強化し、その 成長を確かなものにし、わが国の成長・発展に大きく 貢献していくことが強く期待される。

(原稿受領 2015. 12. 24)